

糸島市骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

(通則)

第1条 糸島市骨髄等移植ドナー助成金の交付については、糸島市補助金等交付規則（平成22年糸島市規則第55号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5号に規定する事業をいう。）において骨髄及び末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者（以下「ドナー」という。）に対し、骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを趣旨とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号の定めるところによる。

(1) 骨髄ドナー

骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者をいう。

(2) 事業所

骨髄ドナーが勤務する企業・団体等をいう。

(3) ドナー休暇制度

事業所に勤務する者が、骨髄移植のための骨髄等の提供者として必要な通院又は入院のため、有給で休暇を取得できる制度をいう。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する骨髄等の提供者とする。

- (1) 財団が実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 骨髄等を提供した日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 事業所等に勤務する者または、自営業に従事する者
- (4) 他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第1号に規定する暴力団又はこれらの者と密接な関係を有する者。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、提供に係る以下の通院または入院（骨髄・末梢血幹細胞の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

2 前項の通院又は入院とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 提供後の健康診断のための通院
- (5) その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談

3 骨髄ドナーが事業所の定めるドナー休暇制度、有給休暇制度、休日を利用した場合は、当該日数から減ずる。

(助成金の交付申請)

第6条 骨髄等の提供者のうち助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸島市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、骨髄等の提出が完了した日（提供に係る入院をして退院した日）から起算して90日以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談した日を証する書類
- (3) 市税等を滞納していないことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは速やかに審査を行い、交付を決定したときは、糸島市骨髄等移植ドナー助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金の不交付を決定したときには、糸島市骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全額又は一部の返還を期限を定めて命ずるものとする。

(状況報告及び実績報告書の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び第15条に規定する実績報告書の提出は要しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。